

6 地 温 第 86 号
2024年4月12日

特定自動車使用事業者様

愛知県環境局長
(公印省略)

県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく低公害車導入状況報告書の提出について（通知）

日頃から、本県の環境行政の推進につきまして御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年条例第7号）第80条の規定に基づき、特定自動車使用事業者※は、一定割合以上の低公害車の導入と、前年度末の低公害車導入状況について、知事へ報告することが義務づけられています。

つきましては、別紙1の案内に従い、2023(令和5)年度末（2024(令和6)年3月31日）時点の低公害車導入状況報告書を下記により提出してください。

※ 特定自動車使用事業者：乗用車換算で200台以上の自動車を県内で使用する事業者
記

1 提出方法

愛知県電子申請・届出システムにより提出してください。

(https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_initDisplay.action)

(注) 電子申請・届出システムを使用できない場合は、報告書を郵送するとともに、報告書に関する電子データを電子メールで提出してください。

2 提出様式

県 Web ページ(県民の生活環境の保全等に関する条例第80条に定める低公害車の導入義務及び報告について) からダウンロードしてください。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000037477.html>)

(注) 作成方法は、様式(自動算定シート)エクセルファイルにある「報告書の作成方法」シートを参照してください。

3 提出先

別紙1のとおり

4 提出期限

2024(令和6)年7月1日(月)

5 その他

特定自動車使用事業者に該当しなくなった場合(乗用車換算で200台未満の場合)には、所管する東三河総局・県民事務所等へ非該当届(別紙2記載例参照)を提出していただきますようお願いします。

【参考】県民の生活環境の保全等に関する条例(抄)

第80条 事業の用に供する自動車の台数が規則で定める台数以上である事業者(以下「特定自動車使用事業者」という。)は、当該自動車の台数に対する低公害車の台数の割合(以下「低公害車導入割合」という。)を規則で定める割合以上としなければならない。

2 特定自動車使用事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、前年度末の低公害車導入割合その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があったときは、低公害車導入割合その他規則で定める事項を公表するものとする。

担 当 地球温暖化対策課
自動車環境グループ

電 話 052-954-6217

E-mail ondanka@pref.aichi.lg.jp



低公害車導入状況報告について



愛知県では、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（第 80 条）に基づき、特定の事業者には、一定割合以上の低公害車を導入するとともに、その状況について知事へ報告することが義務づけられています。（2007（平成 19）年度開始）

◆ 対象事業者(特定自動車使用事業者)

県内で使用する自動車の台数が、乗用車換算（車両総重量が 3.5 ト以下を 1 台、3.5 ト超 12 ト以下を 2 台、12 ト超を 4 台として算定）で 200 台以上となる事業者

◆ 対象自動車

事業の用に供する普通自動車、小型自動車、軽自動車

なお、原動機付自転車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、二輪自動車（側車付二輪自動車含む）、被けん引自動車を含みません。

◆ 低公害車

- | | |
|---|-------------|
| ①燃料電池自動車 | ②電気自動車 |
| ③天然ガス自動車 | ④メタノール自動車 |
| ⑤ハイブリッド自動車 | ⑥特定 LPG 自動車 |
| ⑦特定ディーゼル自動車（新長期規制適合の 3.5 ト超のトラック・バス） | |
| ⑧低排出ガス車かつ低燃費車（☆、☆☆、☆☆☆、☆☆☆☆） | |
| ⑨その他知事が定める自動車（新短期規制適合の 3.5 ト超のディーゼルトラック・バス） | |

◆ 目標となる導入割合

- ・ 使用する自動車が全て車両総重量 12 ト以下の場合・・・3 割
- ・ 使用する自動車が全て車両総重量 12 ト超の場合・・・2 割
- ・ 使用する自動車に車両総重量 12 ト超と 12 ト以下が含まれる場合・・・2～3 割
(自動算定されます)

◆ 報告書提出・メール送信先、問い合わせ窓口

機関名・メールアドレス	主たる事業所の所在地	住所	電話
環境局地球温暖化対策課 ondanka@pref.aichi.lg.jp	名古屋市	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6217 (ダイヤル)
東三河総局 県民環境部 環境保全課 higashimikawa@pref.aichi.lg.jp	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 田原市	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4	0532-35-6113 (ダイヤル)
東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課 shinshiroshitara@pref.aichi.lg.jp	新城市、設楽町、東栄町、 豊根村	〒441-1365 新城市字石名号 20-1	0536-23-2117 (ダイヤル)
尾張県民事務所 環境保全課 owari@pref.aichi.lg.jp	一宮市、瀬戸市、春日井市、 犬山市、江南市、小牧市、 稲沢市、尾張旭市、岩倉市、 豊明市、日進市、清須市、 北名古屋市、長久手市、東郷町、 豊山町、大口町、扶桑町	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7254 ・7255(ダイヤル)
海部県民事務所 環境保全課 ama@pref.aichi.lg.jp	津島市、愛西市、弥富市、 あま市、大治町、蟹江町、 飛島村	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14	0567-24-2131 (ダイヤル)
知多県民事務所 環境保全課 chita@pref.aichi.lg.jp	半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、阿久比町、 東浦町、南知多町、美浜町、 武豊町	〒475-8501 半田市出口町 1-36	0569-21-8111(代)
西三河県民事務所 環境保全課 nishimikawa@pref.aichi.lg.jp	岡崎市、碧南市、刈谷市、 安城市、西尾市、知立市、 高浜市、幸田町	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	0564-27-2875 ・2876(ダイヤル)
西三河県民事務所 (豊田庁舎) 豊田加茂環境保全課 nishimikawa@pref.aichi.lg.jp	豊田市、みよし市	〒471-8503 豊田市元城町 4-45	0565-32-7494 (ダイヤル)

(非該当届の記載例)

○年○月○日

非該当届

愛知県知事殿

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○

当社は、○年3月31日現在、愛知県内で使用する車両台数が乗用車換算で200台未滿となり、県民の生活環境の保全等に関する条例第80条の特定自動車使用事業者
に該当しなくなりましたので報告します。

連絡先 ○○市○○町○-○-○
○○○○株式会社
○○部○○課 ○○ ○○
電 話 ○○○-○○○-○○○○ (ダイヤル)

年 月 日

非該当届

愛知県知事殿

住所

当社は、 年 3 月 31 日現在、愛知県内で使用する車両台数が乗用車換算で 200 台未滿となり、県民の生活環境の保全等に関する条例第 80 条の特定自動車使用事業者に該当しなくなりましたので報告します。

連絡先

電 話 — — (ダイヤル)